

調布市社会教育関係団体登録申請一覧表(登録期間:令和7年4月1日から令和7年5月31日まで)

	団体名	代表者名	結成年月日	団体目的	事業概要	会員構成				会費(年間)		登録基準(下記)	
							男性	女性	計	1人あたり	18000 (大人の会員のみ)	(1)	○
29	邦楽三味線 玉ごの會 (たまごのかい)	中村 征明	H17.4.1	会員各自が長唄三味線の技量の向上を図ると共に、地域住民と共に日本の伝統文化の普及・伝承に寄与する。	子供・若者に日本伝統文化(所作・礼儀も共に)知ってもらふ。 又、年齢を問わず交流を持つ。 伝統文化(日本舞踊・三味線他)の普及・啓発 子供教室(月2回) 放課後子供教室(月1回) 調布市共催 伝統文化発表会(年1回) 玉ごの會発表会(年1回)							(2)	○
						在住・在勤・在学	8	24	32	1団体あたり	—	(3)	○
						市外	1	7	8	1学級あたり	—	(4)	○
						計	9	31	40	1回あたり	—	(5)	○
												(6)	○
						加盟団体数	—	団体		年間予算額	1,240,000	(7)	○
										(運営費)	540,000	(8)	○
										(事業費)	700,000		

- (1) 公の支配に属さない団体であること。
- (2) 社会教育に関する事業を継続的かつ計画的に行うことを目的とし、事業の成果が期待できる団体であること。
- (3) 営利を目的としないでかつ特定の政党その他の政治団体の利害に関する事業を行い、又は公の選挙に関し特定の候補者を支持し、若しくはこれに反対する等の政治活動をしなない団体であること。
- (4) 特定の宗教、宗派又は教団を支持する団体でないこと。
- (5) 団体を代表するものを置き、規約を有するなど、組織が確立している団体であること。
- (6) 団体の構成員が10名以上で、その3分の2以上が市内に在住、在勤又は在学する者で構成されている団体であること。
- (7) 団体活動のための自己財源を持ち、活動している団体であること。
- (8) 団体の事務所及び主たる活動の場が市内であること。